

企業型確定拠出年金 (DC) の 提案を受ける

会社は「企業型確定拠出年金およびライフプラン支援金制度」の導入について、加入者が自己の責任において年金資産の運用の指図を行ない、高齢期にその結果に基づいた給付を受ける新たな年金制度として、加入者は個人が積立金の運用を決めて資産を形成することができるとともに、税金や社会保険料が削減できることから、福利厚生制度の充実化策として導入するとの説明がありました。

これに対して中央本部は、この間、全国代表者会議で議論を行ない、会社に対して解明要求を提出して、労使協議を行なってきました。確認した主な内容は以下の通りです。

1. 企業型DCを導入する目的を明らかにされたい。

(回答) 少子高齢化の進展等により将来公的年金の減少が見込まれる中、社員にとって老後資金の準備は大きな課題である。そのような中、当社では「JR貨物グループ中期経営計画2023 3. 重点戦略 (5) 経営基盤の強化」の中で、社員のやりがいにつながる会社・職場づくりを目指して、「DC導入の検討」を福利厚生の充実化策として盛り込むこととした。

社員が現役世代から老後資金を少しずつ積立てることができ、税金・社会保険料の軽減メリットもあるDC制度を導入することで社員の自助努力による資産形成を支援していくことが目的である。

2. 現在、個人型DCに加入している社員が、企業型DCに移換するとき、手数料が発生するのか明らかにされたい。また、手数料が発生した場合は会社負担とされたい。

(回答) 今回のDC制度導入に合わせて、iDeCoから会社のDC制度の移換手続きを行ない、会社へ移換手数料の新制があった場合、当該移管手数料を会社で補填することとする。(無償の場合は、補填手数料はありません。)なお、課税については給与にて上積み処理を行ない、申請方法については別途連絡する。

3. 個人型DCから企業型DCに移換することができるっていますが、企業型DCと個人型DCとの両立は可能なのか明らかにされたい。

(回答) 当社DC制度においては両方の制度に掛金を拠出することはできないこととなります。なお、個人型DCを契約されている方は、以下3通りの方法があります。

- ①企業型DCへ加入し、個人型DCの資産を企業型DCへ移換する方法
- ②個人型DCは運用指図者となり移換はせず、企業型DCに加入する方法
- ③企業型DCに加入せず、個人型DCを継続する方法

4. 企業型DCに加入した場合、原則脱退が出来ないとなっていますが、社員が自己都合退職となった場合の手続きと取り扱いはどうなるのか明らかにされたい。

(回答) 退職するとJR貨物の企業型DCの加入者資格は喪失する。これは、会社が手続きを行い、社員本人の手続きは不要です。当該社員が再就職する場合、その再就職先で企業型DCを実施していればその企業型DCへ移換することになり、企業型を実施していない場合は、個人型DCに移換することになります。再就職をしない場合も、個人型DCへ移換することになります(追加拠出は本人の選択となります)。加入手続きおよび移換手続きは本人に行っていただくことになる。

【前項から】

5. 企業型DCを導入するときの教育を全社員行なうことになっていますが、教育のやり方についてどのように行なうのか明らかにされたい。

(回答)実施時期は9月～10月の2ヵ月間で各箇所(支社・駅・機関区等)に、プロの講師(ファイナンシャルプランナー)を派遣して約2時間(労働時間として、扱う)のセミナーを実施する。全国計300回程度セミナーを実施する計画です。所属人数や勤務形態によって、1回当たりの参加者が少数になる箇所は、Teamsで他会場と接続した方式も活用する。

セミナーに参加いただくことが原則となりますが、やむを得ない理由により参加できない方がいた場合は、セミナーの動画を視聴いただく予定である。

6. ライフプラン支援金は給与明細書に記載されるというが、現在ハーベストシステムの不備が発生しており、システムの改修を早急を実施されたい。

(回答)ライフプラン支援金が給与明細書に記載されることについて不備がないようにシステムと打合せを行っている。なお、不備があった場合は会社が責任を持って対処する。

7. 導入時教育を実施する際、出向者に対する教育はどのように行なうのか明らかにされたい。

(回答)出向者も、本社や支社、勤務箇所等のセミナーにご参加を案内します。勤務の都合で不可能な場合は、セミナー動画の視聴で対応することも案内する。

8. 企業型DC加入後のトラブル対応について会社が行なうのか明らかにされたい。

(回答)DCの各種手続きや運用、ウェブサイトの利用などに関するトラブルは、DCコールセンターで相談、問合せをしていただく。

なお、ユーザーIDを紛失した場合は、再発行の手続きが必要になります。手続き方法は①WEB(別紙参照)、②コールセンター、③事業主の3つ(導入時のユーザーID再発行は、③事業主のみ)があり、③の事業主は厚生グループで対応する。また、加入者番号が分からない場合は厚生グループへの問い合わせが必要となる。

9. 加入上限年齢を法律では65歳であるが、シニア社員を例外にする理由を明らかにされたい。

(回答)老後資金を現役世代で積立てるという性格上、定年年齢である60歳までと規約で定めることとした。ただし、制度発足後、定年延長の議論等と併せて見直す可能性もある。なお、現在は法令上、制度導入時に60歳以上の方は制度上DCに加入することはできない。

企業型DC加入は、あくまで本人に選択権があり強制ではありません。運用商品には「元本保証型」と「投資信託等」がありますが、投資目的ではなく組合員の定年後の生活を支える資金として元本割れが発生しない『元本保証型』の商品の選択ができること。また組合員の所得税の減税および社会保険料が削減できるメリットがあることから、中央本部は導入を判断し提案を受けました。今後、福利厚生制度の一環として導入することを前提に、申し入れに基づく団体交渉を行ないます。

以 上